

マイナンバーカードを 健康保険証として利用できます

当院では、令和4年4月1日よりマイナンバーカード等を利用した「オンライン資格確認システム」の運用を開始いたします。

- マイナンバーカードを健康保険証として使用できます。
(公費負担医療制度をご利用の方は紙の保険証が必要です)
- 患者様の同意をいただければ、過去の特定検診結果や薬剤情報を医療機関が閲覧できるようになります。

※マイナンバーカードはお住いの市区町村にて申請が必要です。
※マイナンバーカードが無くても、従来通り健康保険証をご利用いただくことも可能です。

【利用方法】

- ① マイナンバーカード取得後、健康保険証利用の申し込みをする。
(保険証利用登録はマイナアプリ、医療機関や薬局の顔認証付きカードリーダー機器で登録が可能です)
- ② マイナンバーカードをカードリーダーで読み取り、
特定検診結果・薬剤情報・限度額情報を医療機関等へ提供するか
選択して終了。

その他、何か不明点等ございましたら、受付職員までお声掛けください。



IMSグループ 医療法人社団 明芳会
横浜新都市脳神経外科病院

令和4年4月1日 作成：医事課